



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

嘆願書により減額更正された場合の税理士賠償責任

税理士に対する損害賠償請求が多発していますが、その請求の内容はさまざまです。今回は、相続税の申告を委任された税理士が、土地の評価につき、当初は個別通達を適用しなかったけれど、後に嘆願書を提出して減額更正を受けた場合にも、賠償責任を負うのか否かについて争い、税理士が勝訴した事例をご紹介します（平成16年12月14日東京地裁・棄却 TAINSコード・Z999-0088）。

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

原告は、父の死亡（平成4年11月7日）に伴う相続税の申告業務を被告税理士に委任しました。被告乙税理士は、平成5年5月7日、相続税申告書を提出しましたが、その際、土地の評価に関して、「容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価」（当時は個別通達）及び「都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価」を適用しませんでした。

平成9年になり、乙税理士は、原告から個別通達の適用について指摘を受けたため、土地の再評価を行い、同年6月24日に相続税減額の嘆願書を提出しました。その後、宅地の評価額は減額されましたが、貸家建付地で申告していた駐車場は、税務署の調査により賃貸の状況が判明し、乙税理士も自用地と考え、評価し直したことから、結局、税額8723万円余の減額更正処分がなされました。他方、減額更正により、平成6年に土地の一部を売却した際の譲渡所得税は、譲渡所得の計算上取得費に加算される相続税額が減少し、所得税額は増加することから、2538万円余増額されることになりました。

原告は、①嘆願の際、駐車場が貸家建付地であることを主張しなかったことは委任契約上の債務不履行である、②申告時に個別通達等を適用すべき注意義務があった、と主張して提訴に及び、被告の過失により被ったとする損害額のうち8253万円余の損害賠償を請求しました。

<裁判所の判断>

裁判所は、税理士の落ち度による損害はないとして、原告の請求を棄却し、次のように判示しました。

① 貸家建付地の適用について

駐車場として利用している土地は、原則として自用地として評価されるが、貸家に接続している貸し駐車場が貸家の賃貸借契約とは別個の駐車場利用契約であっても、駐車場がその貸家の賃借人（複数でも可）のみに賃貸されているように、貸家の賃貸借契約と一体とみられる場合には、当該駐車場も貸家建付地としての評価を行うのが税務の実状である。しかし、本件駐車場は、利用の一体性がなかったことが認められ、貸家建付地として評価することができないのであるから、原告の債務不履行である旨の主張は前提を欠き理由がない。

② 申告時に個別通達等を適用すべき注意義務について

嘆願により「容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価」及び「都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価」について、その評価が嘆願どおりに是正されたものであり、これらについて個別通達が存在したのであるから、これを見過ごしていた被告乙税理士に落ち度があることは明らかである。専門家である税理士が基本通達のみの調査で責を免れるという道理があるはずはない。しかし、この点は嘆願により是正されており、この点の落ち度による原告主張の損害はない。

また、減額更正について不服申立てができる旨原告は主張しているが、減額更正について不服申立てはできないと解すべきであるから、本件の減額更正について不服申立てを教示せず、確定させたことも被告乙税理士の落ち度とすることはできない。

（税法データベース編集室 市野瀬 畠子）

◇ 以上の判例について詳細（全文・A4版8枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので、下記宛て一報ください。